

聖籠町告示第74号

聖籠町小規模企業振興基本計画策定会議設置要綱を次のように定める。

平成27年9月29日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町小規模企業振興基本計画策定会議設置要綱

(設置)

第1条 聖籠町小規模企業振興基本計画の策定にあたり、広く関係者の意見を反映させるため、聖籠町小規模企業振興基本計画策定会議(以下「策定会議」という。)を設置する。

(組織)

第2条 策定会議は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 小規模企業者
- (3) 商工会の関係者
- (4) 金融機関の関係者
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の再任は、妨げないものとする。

(会長及び代理者)

第4条 策定会議に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 策定会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 策定会議の庶務は、産業観光課において処理する。

(補則)

第7条 この告示に定めるもののほか、策定会議の運営に関し必要な事項は、会長が策定会議に諮って定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。